

## 評議員選任に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）の定款第11条の規定に基づき、評議員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者の推薦方法)

第2条 評議員候補者は、次の各号のいずれかに該当する者を推薦することができる。

- (1) 競技種目に精通し、高い見識を有する者
- (2) 地域スポーツの活動に精通し、高い見識を有する者
- (3) 学校体育に精通し、高い見識を有する者
- (4) ジュニア育成に精通し、高い見識を有する者
- (5) 選手の健康維持・管理に精通し、高い見識を有する者
- (6) 企業スポーツに精通し、実際の競技団体を所有している者
- (7) 関連団体等の関係者で、高い見識を有する者
- (8) スポーツ活動をはじめ、広域な学識を有する者

- 2 定款における評議員は、評議員候補者を1名推薦することができる。
- 3 定款における評議員が推薦した評議員候補者は、評議員会においてとりまとめて、評議員選定委員会に推薦しなければならない。
- 4 定款における、理事又は監事は、評議員候補者を1名推薦することができる。
- 5 定款における理事又は監事が推薦した評議員候補者は、理事会においてとりまとめて、評議員選定委員会に推薦しなければならない。

(提出書類)

第3条 評議員候補者を推薦する場合は、本会所定の推薦調書に必要事項を記載し、指定された期日までに提出しなければならない。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規則は、平成23年6月6日から施行する。

附 則 この規則は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成24年4月1日）から施行する。